

第五十一回 参議院地方行政委員会 會議録第二十二号

昭和四十一年五月十二日(木曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動
五月十一日

選任 林田悠紀夫君
補欠選任 山本伊三郎君
市川 房枝君
松澤 兼人君
林 塩君

出席者は左のとおり。

委員長 岸田 幸雄君
理事 小林 武治君
沢田 一精君
加瀬 完君
原田 立君

委員

小柳 牧爾君
高橋文五郎君
津島 文治君
林田悠紀夫君
占部 秀明君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松本 賢一君
山本伊三郎君
二宮 文造君
市川 房枝君

政府委員

自治省行政局長

佐久間 彊君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

説明員

文部省管理局 荒木 修三君
利課長
農林省農政局 横尾 正之君
事官
自治省行政局長 寺本 力君
利課長

本日の会議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員(岸田幸雄君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それでは、地方公務員共済組合法の改正案について、若干ひとつ自治省並びに農林、文部に対して質問したいのですが、実は改正の内容は、今度の場合には反対すべき問題はないと思ひますが、しかしこの地方公務員の共済組合法が最初審議された当時の約束から見ると、改正部分についてはわれわれとして非常に不満の点が多々あるのです。

そこで、まずこの短期給付についてひとつ自治省当局に質問しておきたいのですが、あの法律ができるときには、長期給付については相当論争されましたが、短期についてはあまり論争がされておらなかったのです。ただ、その後医療費の増高によって短期給付の経済が非常に悪化してきた、こういう事態になって、御存じのように健康保険法の改正もこの国会で相当問題になったのです。が、それに呼応して短期給付、公務員の健康保険についてひとつ自治省の見解をただしておきたいと思ひのです。

御存じのように健康保険法においては、この保険料率については一つの歯どめがあるのです。最高八〇%、組合員の負担は三五%以上は現在上げられないという法のいわゆる歯どめがあるのです。が、公務員の共済組合の短期給付については、保険料率については歯どめがない。したがって今日その実情を聞きますと、すでに一〇〇%以上の財源率が必要なのに、折半ということになると非常に掛け金の負担が大きくなっておりますが、これに対して自治省当局はどういう考えでおられるか、ひとつ基本的な問題……。

○政府委員(佐久間彊君) 御説のように、地方公務員共済組合におきまして短期給付の収支の状況につきまして、相当心配される現象が出てきておるのでございます。特にただいま御指摘のございましたように、市町村職員共済組合の中には財源率が千分の百をこえるものも幾つか出てまいっております状況でございます。で、これにつきましては、原則はむしろ折半負担でございますから、財源率が幾ら高くなりましても、それでまかなっていかねばいという制度のたてまえにはなっておりますけれども、それにいたしまして、財源率が千分の百をこえる、折半で掛け金が千分の五十をこえるというふうなことになる、これは常識的に見てみまして、負担の一つの限界になってくるのじゃないか、かような考え方を持って、私どもといたしまして、この対策につきましましては昨年来いろいろと苦慮してまいりました次第でございます。

○山本伊三郎君 いま行政局長から説明があったのですが、その実情は認める、しかしいろいろ検討しておるがということですが、自治省としては、やはりそれに対して考え方が、将来のこれに対する対策と申しますか、対処すべき考え方があると思ひます。それはどういふことですか。

○政府委員(佐久間彊君) 当委員会におかれまして、昨年改正法案御審議の際に、短期給付についても国庫負担を導入すべきであるという趣旨の附帯決議をちょうだいいたしております。この問題はひとり地方公務員共済組合だけではなくて、国家公務員共済組合等、他の年金制度とも関連のある問題でございますので、政府全体として、この点については検討をいたしてまいりました。でございますが、よく先生も御承知のように、なかなかこれ、根本の現行制度のたてまえに触れる大問題でございますので、現在までのところ、なお結論が出ていない状況でございます。ただ、そのような基本的な、根本的な対策は別といたしまして、私どもの関係する共済組合の中で、特に市町村職員共済組合については、先ほど御指摘のありましたような状況については、これは全体の解決を待てない状況じゃないか、何とか当面の対策を講ずる必要があるのじゃないか、かような考え方に立ちまして、実は一つの試案をつくりまして、関係団体に提示をして検討を求めたのでございます。遺憾ながら関係団体の完全な御了解を得るというところまでまいりませんでしたので、今国会で御審議をいただくということにはならなかったわけでございますが、私どもといたしまして、そのような考え方で検討をしてまいりました次第でございます。

○山本伊三郎君 この法律案を政府が出された当初においては、そういう段階にとどまっておったと思ひますが、本国会で、この国会で、御存じのように健康保険法の改正の審議の際に、政府提案の千分の七十というのが客申どおり千分の六十五に下げて、それがために国の負担が、四十一年度ではまず当初は百五十億の負担だとしていたものが、六十五に落とされたために二百二十四億の——これは政府管掌だけです。政府管掌だけで二百二

十四億というものを政府が負担するというに、実は審議の過程であつたけれども、政府は認めた。そうすると、同じ性質の短期給付——医療保険において、健保の關係については国はそれだけの負担をする。これを大体給付のパーセンテージに直すと、少なくとも六%か七%くらいになるのじゃないかと思うのです。国庫負担が定率にすると、これはまだ正確な数字じゃございません、金額にして二百二十四億ですから。そういうことを勘案すると、公務員関係の短期給付、医療保険についても、それくらいはやはり政府が認めるといふ、そういう方向に考え直すべきでないかと私は思う。同じ種類の医療保険でありますから、公務員であろうと一般の産業の労働者であろうと、やはり同様に考えるべき政府の責任があると思ひますが、この点についてどういふ見解を持っておられるか。

○政府委員(佐久間) 私もとしては、先ほども申し上げましたように、全般的な根本的な解決策と、それから当面の、特に市町村共済を対象にいたしました解決策と、両様に分けて考えておる次第でございます。前者のほうにつきましては、お話のございましたように、健保法改正の際に、いろいろ国会で御議論がありましたところでございますが、その結果、臨時医療保険審議会を設けて、ここで抜本的な対策を検討していただくということ、その措置法を御提案いたしましたような経過に承知をいたしております。そこで、その審議会の御検討の結果を待つて、この問題について根本的な対策を政府としても立てるということになるものであらうと存じます。その際、その一環の問題として、地方公務員の共済組合の短期に対する国庫負担の問題も私もとしては検討をしてみたいと、かような考え方をいたしておるわけでございます。

ただ、市町村共済に対する当面の問題といたしましては、先ほど申し上げましたように、一つの試案を私どものほうでつくりまして、関係団体に御相談をいたしておりますのを、さらに引き続

き検討をしてみたいというふうに考えておる次第でございます。

○山本伊三郎君 地方共済についての短期給付についての国の負担と申しますか、組合員の掛け金の負担を軽減するという措置を自治省は考えられたということも、私は聞いておりますが、一昨日内閣委員会で厚生大臣に来てもらつて、この問題相当論争したのですが、厚生大臣も、いま行政局長の答弁のように、臨時医療保険審議会がまだ、法律案は国会に出ておるのでありますが、それができたら、そこでひとつ根本的にやりたい、このいうふうな言つておりました。しかし、原則として審議会をやるといふことはいいけれども、政府の考え方が大体わからずに諮問したところで、それはもう百家争鳴ですね。おそらく論議がまとまらない。したがつて、基本的に短期給付に対しては、国が負担金または補助を出すという、この原則をどう認めるかというのを追及したわけでありま。それについても、相当考え方が進んでおるようであるけれども、負担しますというところはまだ明言しておりません。しかし、方向としては、当然そうせざるを得ないような方向にきておるのじゃないかと思う。したがつて、自治省も根本的な改正のときに、便乗するということではなくして、もうすでに一番負担が重くなつておるのは、地方公務員共済組合の短期給付の段階であるから、健保の場合は、先ほど申し上げましたように、一応組合管掌においては負担割合は非常に違ひますけれども、本人の負担が標準報酬のおそらく三〇%程度にいつているのは少ない。それなのに、公務員の場合は、標準報酬と、それから本俸とは違ひますから、基準給与は違ひけれども、それに直しても、なおかつ私は高いところが相当あると思うのです。それに対して、やはり国庫負担とか何とかいふものになると、問題があるから、少なくとも健保レベルまで考えなくちゃならぬと思うのですが、この問題については、当委員会でも、あるいはこの法案の最終には、あるいは附帯

決議その他はつけてもらへるかもしれませんが、やはりそういう措置が必要であると思ひます。その点について、必要であるかどうかという点について、どう考えられますか、もう一回伺ひます。

○政府委員(佐久間) 実は一番当面対策を考えなければならぬと考えられます市町村共済の対策につきましても、自治省が一つの試案を持ったというところを先ほど申し上げましたが、その考え方を申し上げたいと思ひますが、その考え方としては、先生も御指摘になりましたように、政管健保における財源率の最高限度というものを一つのめどにいたして考えたのでございます。政管健保における千分の六十五を、たゞいまお話をありましたような、いろいろなたてまえの違いを繰り込みまして、共済組合の場合に換算をいたしてみますと、大体千分の九十五くらいになるようでございます。そこで、そこを一つのめどにいたしまして、それよりも財源率の高くなつておるところ、実質的に組合員の負担が千分の五十をこえるというところになります。そういうようなところ、これが先ほどお話のございました財源率が千分の百をこえておるという市町村共済組合の幾つかの組合になるわけでございますが、そのものについては、とにかく対策を講ずる必要がある、こういう判断に立ちまして、いろいろ検討をいたしたのでございます。

その考え方は、そういうことで、それらのものについては、それ以上負担が増加することのないように、連合会に一つの調整資金をつくりまして、千分の百をこえるようなところには調整資金を交付することによつて、組合員の負担が増高することのないようにしよう。そうして、その調整資金を当初つくるにあたりましては、地方交付税の操作によつて措置をしよう、こういう案を持つたのでございます。それにつきましても、関係団体は、完全に御了解が得られなかつたと申しました理由は、それによつて、調整の対象になる組合は非常に賛成でございますが、そうでない、財源率の低い組合は消極的な御意見でございます。

て、結局今国会で御審議を願う時限までには結論が得られなかつた。しかし、これらの組合に対する措置は、何か考えなければいかぬということ、私は、私も十分認識をいたしておりますので、引き続きその案をもとにして検討をしたいと思います。このこと、関係の団体にはお話をしているところでございます。

○山本伊三郎君 その考え方は、若干聞いてもおりますが、その方法自体にやはり私は問題があると思うのです。資金をプールして、足らざるところを補うということについては、そういう意見も出ると思ひます。その意見が正しいか間違ひであるかは、これは別です。したがつて、私の主張したいのは、そういう調整資金でない、やはり長期給付の負担金と同様な形で、財源率に応じ、その単位組合と申しますか、単位の組合に対して交付するか、こういう形でやはりやるべきであるか、あるいは、一歩前進という意味においては、それはかなりこれは政府内部の事情も聞いておるのです。知つて質問するのはあれでありま。それから、純然たる国庫負担の定率になるということから反対が出ておるということだと思ひますが、やはりそういう純然たる国庫負担と申しますか、そういう形で、非常に財源率費用の多いところだけにやるといふことではなくして、少ないところは少ないところ、それだけやはり問題があるのですから、そういう方向でやはり組合員の負担を軽減するといふ、言いかえれば、国がそれに対して負担金を出すというこの方向をひとつ考えてもらいたいと思ひます。でないと、千分の百以上の財源率といふことは、これはもう限界ですよ。したがつて、それはぜひひとつ——ここではこれは実現をしないか知りませんが、特にこれは厚生大臣にも、相当全般的な問題として強く要請しておきましたから、これはぜひひとつ自治省も考えてもらいたい。

そこで、これに関連して、健康保険等政府管掌は折半主義です。しかし、組合管掌は、これは負

担は事業主が相当持っております。で、公務員の場合に、これは最初この法律のできる審議のときに私相当主張したのですが、折半主義については私どうも了解できない。その負担割合は四対六であるか、あるいは五・五——四・五という、割合の強度は別です。しかし、ファイティー・ファイティーという制度については私は納得できないのです。

その理由を申しますと、現在地方公務員の場合は障害——業務上による、公務上によるものは労災関係になっております。国家公務員の場合は国家公務員災害補償法になっておりますが、しかし、一応そういうたてまえで、公務上の場合とそうでない場合と、そういう法律上は区分されてはおるけれども、現実の職場の取り扱いがそうはいかないのです。職業病というのは労災法でもずっと羅列しておりますが、職業病に入らないものでも業務上、公務上からくるもの間接的な障害、病氣というものは相当あるんですね。また、かりに業務上、公務上であるとわかっておつても、軽微なものは、事業主はそういう労災の手続をとらずに、簡単なものは、やはり便利な共済組合の短期給付で治療しておるのです。これは事実なんです。しかし、これをわれわれ調査しようとしてなかなか調査できない。それからもう一段階を下にしまして、たとえば予算編成期になり、またその他の作業の状態で、非常に何と申しますか、仕事に繁忙になったと、夜おそくなったと、帰りしなかせを引いた、こういうものも、実際厳格にこれを区分すれば、労災関係、業務上の障害、病氣ということにならなくちゃならぬのですが、実際はそういう複雑な手続をせずに、簡単に保険証さ支持っていけば医者に見てもらえるというところから、短期給付でかかっている人が相当多いのです。

そういうものから見ると、この負担割合は、被保険者、いわゆる組合員と事業主の負担割合はファイティー・ファイティーではないけない。こういうことでこの割合を変えるべきだということを主張したのですが、この考え方についてはどうですか。

主張したのですが、この考え方についてはどうですか。

○政府委員(佐久間運君) まあ一つの御意見かと思ひますけれども、ただ筋道から考えてみますと、いうと、公務病による医療給付は、これはあくまでも地方公共団体が、使用者としての責任の立場で全額負担をするというたてまえを貫くべきものだと考えております。したがって、実情におきましては、あるいは先生のおっしゃいますように、本来公務災害になるべきものであるけれども、公務災害の取り扱いをしない、普通の共済の短期給付を受けている、こういう場合があるいはあるかと思ひます。実際の運用上は、しかし、それはそれだからといって使用者の負担割合を多くするという方法で解決すべきではなくて、公務病はあくまでも公務病で、これは地方公共団体が使用者として全責任を持つのだという現行のたてまえを徹底させるようにしていかなければならぬ。もしそのような運用がなされていなければならぬ。あるといたしますれば、私どももこれはひとつ実情を調査をいたしまして、筋道を立てるように指導をしてまいりたい、かように考えております。

○山本伊三郎君 それは指導でやれる範囲のものじゃないですよ、現実の問題として。それがために、組合管掌の場合は、負担割合というものは事業主が多く持つて、そうしてその産業によって負担割合が違います。一番傷病率の多い鉄鋼産業とか交通とか、そういうところについては、やはり負担割合を多く持つ。そうでない産業については、負担割合がファイティー・ファイティーに近いづいておるといふ方法をとっておるのです。ね。したがって、純然たる公務上によるという判別のつかないものが相当ある。また、かりに判別がついても、やはりそういう多病と申しますか、多発的な産業については事業者が持つておる、こういう思想があると思うのです。そういうものが公務員の場合は全然ないという根拠は私はないと思うのです。したがって、政府管掌の場合には、健康保険の場合も、これは折半主義をやつて

おりますが、これも私は相当厚生省と論争をしておるのです。ただいまのところは厚生省として、法定給付に類するものについては、これは折半主義はとらざるを得ないけれども、いわゆる付加給付については、若干負担割合を変えてもいいじゃないか、こういう思想があるのです。

したがって、いま言われた理論的なものといえ、公傷の場合は、これはもう労災であり、また今度地方公務員災害補償法もつくろうという動きもあるようですが、それはそれでいいのですが、理論的に割り切れない実際の問題を運用しようというものが、これは政治の問題なんですね。それではないれば法律家にまかしておつたらいいのです。したがって、われわれとしては、やはりそういう実情を勘案して、現実の負担をどうするか、ここに一つの問題があるということ、主張しておるのです。あなたの言われるのは理論的にそうなんです。しかし、その理論的に割り切れない実情というものを、一体どこでカバーするか、そこに政治の問題が出てくるのです。したがって、そういう点をわれわれは主張しておるのであって、それがあなたの言うように理論的にやらなければならぬというならば、それはおそろく、そういうことを実際にやるといふことになれば複雑ですよ。ちよつと私は、これは公傷病だということを申請した場合、これは手続上も問題にならぬほどこれは困りますよ。そういう点をあなた方、行政官として考えなくちゃいかぬですね。だから、その点を私は言つておるのです。

これについては、われわれ、もっと追及したいと思ひけれども、問題点はあとにありますから、この点については、十分今後ともこの問題については配慮してもらいたい。それはもうすでにこれは論争済みでございますけれども、都市健保が地方共済の短期給付に移行したいというのは、そこに一つ問題があるのです。したがって、いままでの健保でやつておつたその既得権が、地方共済組合法の短期給付に移行すると、非常に負担がふえる、こういうことが一つ大きい問題ですね。

そういう点をひとつぜひ考えなければ、私は健保と地方共済の短期給付との間の調整というものはつかないと思うのです。しかし、その点については行政局長もある程度考えておると思うのですが、その点は依然として折半主義を貫くのだということをやられるかどうか、もう一べん聞いておきたい。

○政府委員(佐久間運君) ただいまお話の点は、この共済組合法成立の際の御審議の過程におきましても、山本先生から種々御指摘をいただいた点でございますが、まあその間にいろいろいま御指摘になりました問題が、全然検討の余地なしとは私どもも考えておりませんけれども、現在のところ、やはり法律制定当初の折半負担の考え方でありたいと、かような考え方をとつておるわけでございます。

まあ都市健保からこの共済組合に移行をするように、これは私どもはそういうことで指導もいたしましたが、なるほど先生の御指摘のように、半面の声も聞いてはおりますけれども、現実にはその後におきまして移行をする事例もだんだん出てまいつております。やはりこれはまあ総体として考えて、共済組合に入ることの長所と申しますか、それも相当関係者によって理解されておるのじゃないかと、また都市健保自体におきましても、いろいろな医療費の増高に伴う財政上の問題も、これもあるのじゃなからうかと、まあいづれにいたしましても、御指摘になりましたようないろいろな点は、もう論議の余地なしとは決して思ひませんけれども、現在のところは、従来の方針を変更するという考え方にはまだ到達をいたしておりません。

○山本伊三郎君 この国庫負担の問題、それから負担割合の問題は、まあ一応これは医療保険の問題としては基本的な問題として、われわれは総合的に検討しなければいかぬし、しかも、これを要するに相当精力の要する問題です。当委員会において、これはなかなか解決できるとは思つておりません。少なくとも、こういう医療保険に携わる

担当者としては、もっと積極的に、その点の検討を進めてもらいたい。既定の方針は必ず正しいということじゃないに、しかもだんだんと負担割合が折半主義に持っていくといういまの政府のやり方には、われわれ納得できない。ですから、この点については、時を改めてまた別の方面でやり直すけれども、少なくとも現状を十分分析し、実情を把握して、この問題にまた対してもういたい。

問題たくさんありますから、次の点に移りますが、その問題の焦点に入っていきますけれども、改正の内容であります、その点の一番重要な問題として、今度は団体職員期間と、それから公務員期間の通算の問題が、これは附帯決議があつて、問題を取り上げてもらったようですが、今度の出された法律案の内容から見ると、これは突に申しわけない通算のことであつて、団体職員共済関係の方々にはおそろく、われわれも実は申しわけないというふうな状態ですが、これをすらすらとそのまゝの通算ということで、なぜいけないのですか。

○政府委員(佐久間 君) この問題につきましては、附帯決議の次第もございまして、私どももいたしましたし、いろいろと検討をいたしました次第でございます。で、当初附帯決議のように、相互に通算をするという、いわゆる完全通算と申しますが、そういうことも検討をいたしましたのでございすが、いろいろと申しますと、現行の共済組合制度のたてまえに相当大きな影響を及ぼすということになるわけでございます。これはまあ関係省ともいろいろ折衝いたしましたけれども、政府部内の意見といたしまして、そのような大きな現行のたてまえをくずすような改正は、とてもとることではできないという結論に相なった次第でございます。

現行のたてまえと申しますのは、もう山本先生より御承知のとおり、現在あります共済組合におきましては、公務員は、地方公務員も国家公務員も、公務員同士これは完全に通算をする、こうい

うたてまえになっておりますけれども、公務員と公務員でない者との共済組合の間におきましては、原則として通算は認めない。これは全く別な制度だ、こういう考え方に立っております。したが、いまして、たとえば公立学校の共済組合と私立学校の共済組合の間におきまして、全く通算の措置はございません。また、農林漁業団体の共済組合と公務員の共済組合の間においてもそうでございます。公務員の組合と公共企業体との間におきましては、限られた範囲において、今度の案で御審議をお願いしておりますような、いわゆる公庫公団方式によって通算が認められておりますが、全般的な通算は認められておりません。

そういうような全体の制度のたてまえの上からいいますと、地方公務員と団体共済との間につきましては完全な通算を認めるということではできない、こういうことが政府部内での相談の結果の結論でございます。ただ、いろいろ関係団体の御要望もございまして、当委員会での附帯決議の御趣旨もございまして、何とかあつて現行制度の根本のたてまえにそう大きな影響がない範囲で、できるだけ御要望をくみ取れる方法はないものだろうかということで、検討いたしました結果、他にも例のございまして公庫公団方式ではどうだろうか、これによりまして、相当現状におきまして、公務員と関係団体との間の人事の交流ということも促進する契機になるんじゃないだろうか、まあかような考え方から御提案を申し上げた次第でございます。

○山本伊三郎君 公庫公団方式を取り入れるということは、これはもう私は当然やるべきものだと思っております。それを一歩前進してわれわれ、やり得る可能性があるだろうということから、この関係団体職員共済組合をつくる場合に、これは一つの立法技術の問題であつたけれども、別個の単独法でやるべきだという主張があつたけれども、自治省もこれを地方公務員等共済組合法の第十二章ということで法律体系の中に入れたと思うのです。もちろん、それは入れたからといつ

て、完全なすべて通算するということの趣旨は持っていないことは事実です。しかし、そういう意図があるということをおわれれば了解して、今度の国会では、これは完全通算になるだろうというこの強い私は希望を持っておつたんです。それが公庫公団方式だということになれば、これは国家公務員の共済組合においてもそうなるおらんから、別に私はそこまで価値があるとは認められないですね。一歩進んで完全通算が、これは実際の行政運用上からいって、人事行政ももちろん大きな要素であります、関係団体の職員といふものは、地方行政に対する最も近い、私は順をつけてもいいが、同じ地方公務員という形で見ても、行政内容はそれと一緒になっておると思うのです。ね、ぼくの見方は、ただ身分の相違によつてのみ関係団体職員ということになっておるんだが、実情から見れば地方行政の一端をになつておる職員であるという見方をしておる、間違ひがあるかどうか知らんけれども、そうなれば、福祉立法である共済組合法くらいは、同じ立場に立つてこれを通算を認めるということは、私は当然なことであらうと思う。しかし政府部内の論争も私は聞いておりますから、聞きながらここで質問するのもしないけれども、これは速記もつけておられますから、特に私の主張というものを言っておきたい。

私は、公共企業体もそうです。その他農林漁業、私立学校、その他共済グループのこつちうもの、たくさんあります。特に関係団体職員、いわゆる関係団体という名称自体が、私は通算を許してよいというものではなからうか。それが政府部内の意向がまともらずに、自治省の意向が通らなというこ自体、私はどうも解せない。

したがって、もちろんこの年金制度については通算年金法があるんだから、一歩前進しております。やがてはこれは全部完全通算になると思う。レベルアップをされれば全部がつく。しかしそれまでに、やはり一番関係の近いものから一歩一歩前進するといふところに、私は前進する姿がある

と思う。それが今度公庫公団方式にしかよらないということになると、私はこれはもう絶対に許せない。できれば、ひとつこの国会で修正を私はお願いしてみたいと思うのです。これはいろいろ院内の政治上の問題もありましようけれども、これはぜひひとつこの国会で修正をして、行政政府の意向は、政府部内の意向はそうであつても、国会内の、立法府としての意向はこうだということ、やはり修正ということで私はぜひ、行政政府のあり方よりも、院の方々、参議院の方々に特にお願いをしておきたいと思つたのです。これは絶対に許せない。事実ははっきりしておるのですから論議の余地がないので、この問題についてはこれでおきますけれども、ぜひこの点は立法府の意思によつて完全な通算にしてみらなければいけない。私は自分としてそう思います。それについては行政政府の答弁は要りません。速記録にだけとめておきたいと思つた。

そこでいよいよ問題の中心ですが、これはこの前の国会でも論争されたと思つたのですが、長期給付の国庫負担率が、厚生年金についてはすでにこれは国会修正で一五%を二〇%に上げられたのが、なぜ共済グループについては二〇%にしないのか、またそういうことを当然政府はする義務があると思つたのです。なぜ出さなかつたか、この点について。

○政府委員(佐久間 君) この点は地方公務員共済組合だけの問題でございまして、御承知のように、他の共済組合全体に通ずる大きな問題でございしますが、共済組合の給付が厚生年金による給付よりも内容が相当よくなつておることは御承知のとおりでございます。その対象となる組合員なり、あるいは使用者になる国なり地方公共団体なり、それだけの事情も総合的に考えました結果、共済組合員につきましては従来どおりに据え置くというふうな結論になつたものと承知をいたしておる次第でございます。

○山本伊三郎君 いまちょっと言われたのですが、この地方公務員共済だけでなくて、他の共済

関係もあるのではない、こういう趣旨の答弁で
すか。

○政府委員(佐久間達君) 他の共済組合全体を通
ずる問題でございます。そういうことで、全体を
通じた問題として政府部内で検討されました結
果、二〇%ということにはならなかった次第でござ
います。

○山本伊三郎君 この共済関係のものについて
は、厚生年金の国庫負担率と同じようにするとい
う趣旨はこの前一応伺った、一五%のときには一
応実現したのです。今度二〇%になったときか
ら、共済グループだけはそれはいけないというこ
とでやられておるのですが、これはもちろん、い
ま言われたように、地方公務員共済も問題であり
ますが、そのほかに農林関係あるいは私学関係が
出ておるのですが、幸い農林省の農政局から来て
おられますので、農林年金についていま衆議院で
最終段階を迎えておるのですが、農林局員に質問
いたします。原案では国庫負担を一六%にしたと
いうことですが、なぜこれは二〇%にしないので
すか。

○説明員(横尾正之君) いまさら申し上げるまで
もなく、現在の国家公務員共済、地方公務員共済
等、各種の共済組合に対しまして国庫補助は、給付
に要する費用の一五%の線で統一をされて、率と
いたしましては一応均衡の形になっておるわけで
ございます。ところで、農林漁業関係団体職員共
済について見ます場合に、御承知のように、三
十九年に制度改正をいたしまして、その給付率の
改善をはかったのでございますけれども、なおか
つ旧法期間の取り扱い等につきまして、他の制度
と比較いたしまして均衡正正を要するというよう
なことで、そういったことを内容にした改正案を、
先ほど先生からお話がございましたように国会に
提出をし、審議を願っておる次第でございます
が、その旧法期間の取り扱いに關しまして、給
付額算定の基礎となる給付は、給付事由の発生前
三年平均ということで、新法の扱いと同様に考え
る提案の内容を持っておるわけでございます。

の点につきまして、たとえば国家公務員共済組合
と比較いたしますと、国家公務員共済組合におき
ます旧法期間の取り扱いには、御承知のごとく最終
本俸というようなことを基礎にしておったわけで
ございます。そこで農林漁業関係団体職員共済に
しても、最終本俸という考え方も私説としてはあ
り得ないことはないわけでございますけれども、
昇給基準等、給与体系が客観的、制度的にはつき
りしないということ等からいたしまして、それと
新法の取り扱いが三年平均というようなことに
なっておりますこと等を考えますと、旧法期間に
つきましても三年平均という考え方をとらざるを
得ないわけでありますが、そういったしますと、国
家公務員共済と比較いたしまして、一人当たり国
庫補助額につきまして若干の格差があるというこ
と、したがって、御承知のように農林漁業関係
団体職員共済につきましては、組合員の掛金負
担が千分の四十八というのが現状でございます。
これはたとえ国家公務員共済の千分の四十四、
地方公務員共済の千分の四十二等に対比いたしま
しても、相当高いわけでありまして、そこで、いま
申しましたような旧法期間の取り扱いの是正をい
たしますと同時に、組合員の掛金率も現在すでに
高いわけでありまして、高くないような措置
を講じてまいりたいということで、それらの要素
を彼此勘案いたしますと、現在の国庫補助率の一
五%を一六%に引き上げることが適當であるとい
うことからいたしまして、先ほど申し上げてお
りますような制度改正の一環として、それと関連
いたしまして、補助率一%アップの内容を盛り込
んで改正案を御提案申し上げているという事情で
ございます。

なお、厚生年金の補助率二〇%との関係の問題
につきまして御指摘があったわけでございます。
それにつきましては、先ほど自治省からも御答弁
がございましたが、厚生年金の給付基準、給付の
標準と給付水準ないし給付の内容を考えますと、
各種共済制度と対比して低水準にあるといったこ
とからいたしまして、単に補助率をそのまま農林

漁業関係団体職員共済につきましても同様にする
ということとは問題であるということ、いずれ各種
共済制度の全体の問題として考えなければならな
いというようなこともございまして、政府部内で
検討した結果、先ほど自治省からも答弁がありま
したようなことで今日に至っている次第でござい
ます。

○山本伊三郎君 それはいま言われたのは、大蔵
省の言いつけをあなた代弁して言っていると思う。
なぜ同じ年金制度において、厚生関係の被保険者
については二〇%国庫負担がある。農林漁業関係
団体の職員については一五%でいいのだ、こうい
う論議はない。あなたは給付内容を言っておりま
すが、計算いたしましたか。これは地方共済グ
ループ並びに農林漁業、それから私立学校も、こ
れは大体内容は一緒です。ただ算定する基準の
給付が異なる。最終給付の三年平均だ、ある
いは最終給付だということと違うだけであって、
同じ基準給付にするとは内容は変わらない。たと
え同じ標準報酬月額を三万五千円とし、また三年
平均の給付が三万五千円と計算した場合に、ほと
んど変わらない。計算はここに出ておりますが、
ただ、算定する基準の給付が、要するに高いか低
いかによつてこう変わつてきておる。算定する基
準の高いということは掛け金よけいかけおるの
ですよ。それは高いでしょう。掛け金よけいかけ
ておるから当然よけいもうらうということなんで
す。

厚生年金のこの法律案論議のときにも問題に
なったのですが、もっと掛け金をふやせば公務員
と同じようになるのだけれども、労働者はそれく
らい出してもいいというけれども、経営者は負担
が重くから半額負担でできないからというわけで
落としてしまった。したがって、何も共済組合関
係のものが給付が高いというけれども、掛け金を
よけいかけておるから高いというものであって、
給付の内容については——厚生年金はこの前、万
円年金ということで変えられたときの算定基準か
らいうと、老齢年金額を計算してみなさい。地方

公務員と比べて、同じ三万五千円とすると年額十
六万八千円、これはその組合員期間が二十五年と
して計算するとそういうことになるのです。厚生
年金の場合は十四万四千円。しかもこの中には扶
養家族の加給が厚生年金に入っていない。これは三
人ほどあれば大体同じような額になつてしまつて
いう計算が出ておるのです。したがって、そう
いう皆さん方は現実に掛け金をよけいかけてよけ
いもらつておるものを、それがあながち何かた
多くもらつておるというような、そういう計算の
しかたではわれわれ承知できない。だから、掛け
金を多く出しておるから、事業主の負担もふえて
おりますが、それは一応別でありまして、その
内容を検討したらそうなるのであらうのですよ。
そういう事実をもつて国庫負担を、片一方は一
五%、片一方は二〇%でいいのだということはい
えないと思う。そういう主張を内部でされたので
すか、その点どうですか。

○説明員(横尾正之君) 政府部内ではいろいろな
議論をいたしたわけでございます。農林省とい
たしましては、いろいろな面から補助率の問題につ
きましては検討いたし、大蔵省とも折衝をいたし
ましたが、これを要約して申し上げますと、たと
えば給付標準にいたしまして、あるいは給付の
基準、たとえば厚生年金で申しますと、全被保険者
期間の報酬の平均というような取り方をしておる
等、制度の仕組みが農林漁業関係共済制度の場合
と異なり、かつその制度のたてまえからいたしま
すならば、厚生年金のほうの給付の水準というも
のは低いというようなことからいたしまして、一
人当たり国の補助額ができるだけ均等であること
が望ましいというような観点から考えますなら
ば、単に率の問題としてののみ結論を出すことはで
きないのではないかと等々の観点からいたしまして、
先ほど申し上げましたことを繰り返すようにな
ります。補助率は、農林漁業関係共済組合につ
きましては、先ほどのような理由を含めて現在の
補助率を一%アップで法律改正案を出す、こうい
うことになった次第でございます。

○山本伊三郎君 あなた検討してないよ、内容の。いま言った掛け金を多く出しておるからそれは多く出てるのですよ。厚生年金では一番多い第一種、普通の被保険者は千分の五十五、折半だから二千七・五は負担しておる。いま言われたあなたのほうは千分の四十一負担しておるのではありません、被保険者が。そうじゃないですか。

○説明員(横尾正之君) 千分の四十八……。

○山本伊三郎君 四十八。そうすると財源率が四十八ちよつと……。

○説明員(横尾正之君) 現行制度のもとでは総財源率は千分の百十二・七六でございますが、一五〇の補助金を出まして千分の九十五・八五というのが使用者を含めまして財源率でございますが、それを折半負担——九十五・八五を端数整理をいたしまして九十六にいたしまして、折半負担で千分の四十八とつとということで、組合員の掛け金にいたしますれば千分の四十八でございます。

○山本伊三郎君 だから、いま言ったように厚生年金はその給付の額が少ないというのは、掛け金が第一種で千分の五十五なんだ。財源率ですでに五十五なんです。その折半だから本人は二十七・五、負担が。あなたのほうは千分の四十八も組合員が負担しているのだから、負担率からいうとおそらく倍近くまで給付してもこれは当然だということになるのですね、計算が。したがってその給付内容というのは、私の言っている給付の率、内容というものは、計算すると、基準のものがこれと同じとすれば、たとえば、私言いかえれば、厚生年金でも組合員が千分の四十八負担するくらい出せば、その額は変わらないと言ひのですね。計算してみればそうなる。したがって厚生年金の被保険者があなたのほうの組合員よりも半分ほどしか負担しておらないから給付額が減ってくるのは当然だと、こう言うのです。それがわからぬですか。掛け金をよけいにかけているのですよ。厚生年金の被保険者よりもよけいにかけておいて、給付内容は一緒だということにならぬですよ。よけいにかけているならよけいになるのは当然じゃないですか。

か、年金額が。これは算数の初歩ですよ。それを厚生年金のほうが高いから国庫負担は多くてもいいのだというな、そういう論理がわれわれとしてわからないのです。

○説明員(荒木修三君) 先生おっしゃる通りに三万円未満の標準報酬の程度の方でございますが、あるいは私学共済の年金給付とほぼ見合うのじゃないか、これは厳密に計算は実はしてござい

ませんが、そういうことになるのじゃないか、こう思っておるわけでございますけれども、しかし、やはり私学共済の場合には最高十一万円までの標準報酬の人たちがいるわけでございますので、必ずしも私学共済と厚生年金とを比較した場合に、給付水準は同一であるというふうには考えておりません。こういうふうにお答えいたします。

○山本伊三郎君 あなたら、それでよくきょうこへ答弁にきたですね。厚生年金でも、また国家公務員でも、あるいは地方公務員でも、そういう給付に要する財源計算書というものを持っておりやんとやっておられると思うのですよ。幾ら本人が負担すればどういふ計算で年金が出るかという計算書あるでしょう、こういうものが。これは今の国家公務員の書いたものですよ。それを一ぺん見てみなさい。同じであるとか、間違っているとか、そんなことを言っていないのだ。保険料を多く出したら年金が上がるようなシステムになっているのですね。そうでなければ保険料をよけい出さぬでしょう。ところが、あなたのほうは、おそらく千分の四十一か二負担していると思うのだ、折半で、私学の場合は。

○説明員(荒木修三君) 私学の場合の組合員の負担は三十八でございます。

○山本伊三郎君 三十八でも、いま言ったように厚生年金から十ほど上なんです。厚生年金の場合には被保険者が二十七・五、総額で五十五だから十

上なんだから、それだけの率は年金より多くなければいけない。これは当然ですね。そうなっておると思うのです、給付の内容は。三万円以下は厚生年金と同じ、そんなことないです。そんなはずはない。そんなでたらめな計算書をおそらく私——その私学共済の年金法の審議に携わっておりましたけれども、あとから見てもらってもそうなるってはおられない。そういうでたらめなことを言つてもだめですよ、速記録に載るんだから。

○説明員(横尾正之君) ただいま先生から御指摘のございました計算の問題でございますが、たとえば初任給二万円の場合、農林年金と厚生年金を比較してみますと、厚生年金のほうの給付は二十年で七〇・二%、二十五年で——これは農林年金を一〇〇とした場合の厚生年金の給付の割合でございますが、二十年で七〇・二%、二十五年で七〇・四%、三十年で六九・六%等の率になります。農林年金のほうの初任給、たとえば二万円の場合ということで対比をいたしますと高い数字になるといふ計算の数字を持っております。

○山本伊三郎君 いまの計算、どういふ計算でしたか、二万円を計算して、それで二十年で、三年平均が二万円として、それで二十年の最短期間で農林年金は幾らですか。

○説明員(横尾正之君) 初任給二万円といたしまして、昇給率を厚生年金の場合と農林年金の場合につきまして同様にしまして、二十年の場合で農林年金一〇〇といたしました場合、厚生年金のほうの給付額は七〇・二%、二十五年で七〇・四%、三十年で六九・六%、こういう数字でございます。

○山本伊三郎君 あなた計算書持っているんですか。初任給二万円ではなくて、給付するときの基準給料の三年平均でしよう。やめたときの三年平均、その三年平均は幾らになるんですか、それで見なくちゃわからないでしょう。きのうそういうものを示しておきなさいと言つておいたじゃないか。

○説明員(横尾正之君) 初任給二万円の場合で三

年平均の二十年の場合、三年平均の給与が、農林年金の場合ですと四万四千五百十五円、それから厚生年金の場合が三万五千九百八十一円です。

○山本伊三郎君 厚生年金でそんな高い平均標準報酬にならぬでしょう。どういふ計算をしているのですか。だから、厚生年金を同じ三万円の給料基準とし、それから農林年金の場合も三万円として計算したらどうなるか。それで計算すると一番よくわかる。それだけ言つてもらつたらわかる。それが出ているでしょう。それによって見ると差額がありますか、ないですか。

○説明員(横尾正之君) 恐縮でございますが、いま御質問のございましたようなたてまえでの計算の数字をただいま持つておりませんので、その点御了承願います。

○山本伊三郎君 比較する場合に、同じ計算する給与、三万円なら三万円、二万円なら二万円、農林年金の場合三万円、それから厚生年金の場合三万円、最短期間二十年で、それでこれを見て幾ら出るかという額を出せば、先ほど私が言いましたように、本人の負担する保険料率の割合に比べて、そのだけ給付が低いのです、低いほうがそれだけ保険料が低い計算が出てくる。また、それでなければこの年金制度というものは成り立たないでしょう。ところが、いま別に国庫負担が一五%を二〇%と、五%多く国のほうが別に財源を負担すると、それに比べてそれだけ給付が高くなるか、また逆に保険料が安くなるかになる。そういう理屈になってくるでしょう。こまかいことを言うと五時間かかるから言いませんけれども、したがって国庫負担で金を国が出すか、個人が出すか、事業主が出すかは別として、財源が多くなつてくれば、いまの厚生年金にしろ地方公務員、国家公務員の共済制度にしろ、大體同じような結果になるシステムになつておる。退職年金の給付率は、いま地方公務員、国家公務員は二十年で百分の四十、それから一年増すごとに一年に一・五%増額していくことになつておる。厚生年金の場合は、二十年で千分の十という

給付率をかけて、それに月数を乗じて、その上に定額分として今度六万円に上げたものと報酬比例分とを合せて支給することになっている。計算方式は違ふけれども、二十一、二十二、二十五年になつても、給付の額はほぼ同様である。ただ違ふのは、本人の給与の計算は、厚生年金の場合には、入ったときからやめたときの平均標準報酬であるから、ずっと準備が下がってくる。ところが、地方公務員なり国家公務員は、やめたときの三年平均であるから、計算基準の給与が高く計算されるから、それだけの分が結局年金額に多くなるというシステムになっている。それがためにはやはり地方公務員、国家公務員の共済組合のほうはいけい掛け金を負担しなければならぬということ、給付率はよくなつていくのだから、給付標準そのものについてよくなつていくということはない。私は、年金制度の給付標準の問題じゃない、言いかえれば、本人が掛け金を多く掛けていくから多くもらえるということ、本人が掛け金掛けていくというところは、折半主義だから、一般の経営者より国が多く負担していることになりま

わからない者に話したつてしようがない。わかる人を出してくださる。

○説明員(横尾正之君) 先生のお話はよくわかりますが、先ほど対比で申し上げましたが、その場合に再度御質問がございまして、給付額計算の基礎給与の、農林年金の場合と厚生年金の場合の差異についても申し上げましたが、先生からも御指摘がございまして、厚生年金では全被保険者期間の報酬の平均というふうなことで、初任給約二万円として、その昇給率をどのくらいにするということになりますれば、厚生年金のほうの標準給与というものが、農林年金に比較いたしますと、その他の条件を勘案して現在の制度の仕組みを前提にして考えました場合に、先ほど申し上げましたように、厚生年金に對しまして農林年金は、二十年で厚生年金七〇・二%に對して一〇〇%になるというふうな状態でございまして、そういった状況を勘案して、現時点で厚生年金の補助率が二〇%になつていくということからいまして、直ちに農林年金につきまして同様の掛け金にするというところは、その制度の、両制度のたてまえからして妥当でないということが、政府部内での検討の結論であつたわけでございます。繰り返して申し上げるようでございますが、以上のよう

はない。民間の事業主と同様で、厚生年金における事業主と同じような形の年金制度なんです。事業主は別なことから、したがって、厚生年金に關係ある労働者については国は二〇%の国庫補助を出し、農林関係の団体職員という労働者には一五%しか出さないというその理屈が私にはわからぬ。なぜそういう区別をするか。先ほど、農林年金がかりに率がいいということ、本人が掛け金ばかりかけているから率がいいのであつて、これは当然なんです。国庫負担にそんなものは影響さす必要はないです。組合員が同じように掛け金を出して年金を多くもらおうじゃないか。もし制度がいいところは国が掛け金を出さないということならば、制度を落としたほうがいいということになる、逆に言う。そういうことで私は、農林當局もあまりにも大蔵省の言い方に、屈服されたかどうか知りませんけれども、その経緯はよく知つておりますから言うのですけれども、そういう大蔵省の理屈に屈服して、私学年金もそうです。農林年金も、結局いま言われた一〇〇%というのは、国庫負担ということではなくて、増加になつておるけれども、現実には給付の内容を変えらるんだということでごまかされちゃつて、そして二〇%の国庫負担というものはお

りにおいては改善されたわけですが、一方、国家公務員共済組合につきましては、整理資源率の発生源である恩給等の制度の引き継ぎに伴う追加費用を国が負担するということになつておりますが、私どもの理解では、これは雇用主たる立場からのものであるというふうな考へてゐるわけですが、したがひまして、その立場をそのまま農林漁業団体の共済に考えます場合には、農林漁業団体自身になるという形になります。現在の農林漁業団体の諸般の事情からいいますと、そのような負担をすることは好ましくないと、その点については、その点についての改善をはかるということにつきましては、現在のところ考へられておらないのでございます。

を多く出しているということが、結局年金が多くなつていくのであつて、制度自体については、それはさきに厚生年金を一万円年金と称する改正をしたときに、給付率を千分の六から千分の十に変え、また定額分を六万円にするによつて大体合ふようにしたのです。そういうことからいくと、政府の出す国庫負担が五%よりいふることによつて年金率がふえるが、逆にいうと本人が掛け金を減さずか、どちらかである。それだから国庫から金が出るようになることが必要である。それをなぜやらなかつたかという、私の追及はそこなんです。

一般的に、厚生年金の場合は非常に悪い。公務員の場合、または農林年金のほうは非常に内容がいいから、國のほうは一五%、厚生年金のほうは二〇%、農林年金のほうは一五%でもいいという主張は通らないというのです。わかりますか。

○山本伊三郎君 あなたに言つたつて、政府の責任者でないから、農政局の参事官の人であまり責めても気の毒だと思ふ。農林省設置法が内閣委員会にかかつておるから、農林大臣が来たらわれわれ追及しますよ。

○山本伊三郎君 それは当然なつていないのです。厚生期間のものを一〇〇%にいわゆる新しいこの農林年金の率に引き上げて通算するという措置をこの前の法律改正でやつたでしょう。その整理資源、追加費用というものはこれは本人にやらざるを得ない。それはその法律を審議したときに、論争になつたことその自体が問題です。それはあなた、被保険者の組合員の金を出してそんなもの、率を上げるといふことにはわれわれ反対です。整理資源については、しかし、済んだものはもうしかたない。そういうものが掛け金のウェイトに入つておるから、国庫負担は一五%でいいということはいふのでございます。むしろ、それなら国庫負担を厚生年金の二〇%を二五%ぐらゐに國がして、農林団体の職員に対する厚生施設であるから、むしろ厚生年金を一〇〇%で引き

継いで通算したというならば、その措置は政府がやるという法律を出した以上は、その財源も政府は見てやるという事でやらなくちゃ、組合員に掛け金を出さないと、それによってやっとなつて、何もそれはありがたくなのです。そういうものを、いま要らぬことを言うから問題をだんだんむずかしくしてしまふ。

ぼくはそういうことは言っておられない。まあそれはあなたにこれ以上言つたつてわからぬらしいから、まあ失礼なことだけれども、これ農林年金のやつた財源率計算書というのがあります。

○説明員(横尾正之君) ございませう。
○山本伊三郎君 それじゃそれ一ぺんちょっと……まあ言うところからぬから、ぼくが聞いて判断いたしますから、脱退、残存者ちよつと見てください、ぼくもらつていないから。脱退、残存者出してください。二十年に脱退、残存者何%残つておりますか、農林年金。

○説明員(横尾正之君) 現在手元に用意してございませうので、整理しまして別途提出させていただきますかと思ひます。
○山本伊三郎君 いまある言つたでしよう。
○説明員(横尾正之君) それは資料はございませうが、現在手元に準備して、整理して持つてきておられませんので、別途整理したものを提出させていただきますかと思ひます。

○山本伊三郎君 私学の場合は……
○説明員(荒木修三君) 四十年七月の計算でございませう。十九才から六十四才までを十分位に分けて計算いたしましたところが、二十年目で残存者数は十万人につきまして一万六千三百二十五人でございませう。

○山本伊三郎君 これは組合期間二十年の残存期間でしよう。
○説明員(荒木修三君) そうでございませう。
○山本伊三郎君 この十万人で一万六千三百二十五人という率は非常に低いですね。これで掛け金率は、財源率千分の六十ぐらいですか。

○説明員(荒木修三君) 数理的保険料にいたしま

すと八〇・八三〇でございませう。

○山本伊三郎君 千分比で幾らですか。財源率……。

○説明員(荒木修三君) 財源率で千分の八〇・八三〇でございませう。

○山本伊三郎君 これは私学の場合は低いんですね。これで八〇・八三〇も要るかしらね。これ一ぺん、ぼくはここで言つたつてそれはもう話にならぬから、一ぺんこの計算書を下さう。これはぼくは、これで本人の負担金がそれほど出さうということについてはちよつと異議があるね、問題だ。結局十人一人半しか年金つかないのだ。あんなところの組合員に年金つくと、十人かりに組合員であつても、いまの計算だと年金もらうのは一人半しかない。一人半しか年金はつかない、あんなところの率でいくと。そんなもので年金制度としての価値は私はないと思う。

○説明員(荒木修三君) これはさいに計算書を見なければ何ともお答え申し上げかねるのでございませうが、一応私学共済の場合には、女子の職員が約半数を占めてございまして、その女子職員は比較的短期で脱退する、そういう実情もあるわけでございます。

○山本伊三郎君 どうもきのうあなたのところから来られて、こういう資料を持つてきて言いなさいと言つたけれども、それでは私はきょう来たつて問題にならないですよ。女子職員の多いということは、これは公務員も一緒です。もしそれなら、女子職員が多いというなら年金がつく人はほとんどおられない。それでも掛け金率は同じにとつておる。女子の場合は掛け金率を変えていませうか、変えていないでしよう。

○説明員(荒木修三君) 同じでございませう。
○山本伊三郎君 ちよつときよはばくも何と云うか、予想外でした。それで、もうぼくは農林年金なり私学年金の場合は、これはもうぼくは、それはまあ専門の常任委員会が議論をされましたから、ぼくはここでは言ひませうけれども、これは年金制度の価値はないのですよ。いま言われた

数字が確かであれば、脱退残存表が確かであれば、公務員の場合は脱退残存表は二十年、四万四千二人ですから、組合員、職員の約半数近くは年金をもらへるというデータになっておる。それまで、二十年まででやめる人があるからやむを得ないとしても、私学年金なんかは十人のうちに一人半しか、あとの八人半というものは、こういう制度で掛け金を掛けておるけれども、結局年金がつかないという人がほとんどだ。しかも一時金を出さうが、その一時金というのは、この計算でいくといふと、自分の掛け金に複利で計算した利子をつけて返してやらう、そういう計算になつておる。だから私学年金でも、農林年金は私学に思ふのです。そういうもので、年金制度で国の負担が一五%出すのだというけれども、一五%出すのは、厚生年金や地方公務員の場合から見ると、その負担金というものは、同じ一五%だけれども、絶対額ははずと低いから、問題ならぬですよ。年々農林年金で国の負担金は実額、これは支給時の負担金だと思ふのですが、幾ら出ていますか。私学で年額幾ら出ていますか、最近のときでいいです。

○説明員(荒木修三君) 四十一年度では、予算でございませうが、一億九千万でございませう。
○山本伊三郎君 既裁定の年金をもらつておる者は何人おるのですか。——わからなければもういいですわ。

○説明員(荒木修三君) 昭和四十年十月末現在でございませうが、支給件数は約千五百十七件でございませう。退職年金でございませう。これは御承知のように四半期ごとに出すものでございませうから、その十月末でございませうから、約半数でございませう。

○山本伊三郎君 約半数が退職年金、そのほか、障害年金とか一時金とか、そういうものに該当するのですね。
○説明員(荒木修三君) はい。
○山本伊三郎君 これは問題にならないですね。

一億九千万の国庫負担では問題にならないです。——それでね、どうも質問と答弁の間のポイントが合わないですから、聞いておられてもわからぬと思うので、きょうはもうこの問題については資料を出していただきます。

今度農林省設置法のときに内閣委員会ひとつ徹底的に、大臣に来てもらつて、この問題で私は、関係委員会でないけれども、これでは農林なり私学では、これは対象者は黙つておるか知れませんが、これは地方公務員なり国家公務員の場合、厚生年金の場合だったら、これは問題ですよ。いま国庫負担が一五%ということを追及したけれども、聞いていけば聞いていくほど、組合員が気の毒でしかたがないです。

地方公務員の場合でも国家公務員の場合も女子職員はおる。御存じのように、女子職員は、いま言われたように勤続年数は短いのです。厚生年金の場合は——共済グループのときには二十年たつたぬと年金はつかなくなつておるのだけれども、厚生年金の場合は、女子の場合は特に第二種被保険者ということで、三十五歳以上で就職した人は十五年たつて年金がつくという、女子に対しては特別を認めておる。共済グループでは、これは地方公務員も一緒だけれども、女子については何にも認めておられない。女子だけの脱退残存表をつくれといつても、どこもつくらない。今度の地方公務員の場合は、それをひとつ要求してあるのだけれども、女子の方々は年金制度はあるけれども、これは全く恩恵にあずかる人は少ない。だんだん勤続年数は、看護婦さんとか、そういう特殊な職業にある人が伸びてきましてはなかなかな女子の勤続年数を持つというところはなかなかな女子の場合は、日本のいまの状態から見ると、生活状態から見るとなかなかならぬ。それでも男子と女子と同じ条件で掛け金を出さうという規定をしているのですよ。ここに一つ問題がある。だから私学あたりは女子が多いからというので、掛け金が非常に少ないのだと言つておられるけれども、女子の方が犠牲になつておるのです。

しかし、この問題につきましては、もっともつと掘り下げて検討しなければならぬ問題もあるように、いろいろ御指摘をいただいたわけでございますので、私どもとしては別段現状が絶対変更すべきものじゃないということではなくて、国家公務員共済組合との関連も考えながら、今後さらに検討を続けてまいりたいと、かように存じます。

○山本伊三郎君　ぼくは、政府部内の意思がどう統一されているか知りませんが、ぼくはこの年金

自分の位にいる利益のほとんどが大きい

山本三郎君 今更の専心算の三巻の周正、二

この調査と、それから追加費用の調査は基本的に違いますが、再計算のときの調査、これは悉皆調査じゃないと思う。だから別に調査を進行しなればいけないと思うのですが、いまなければいけないところですが、その当時八千三百億くらい金が必要であらう、こういうことなんです。したがって、これはできるだけ早く、どれだけ地方公共団体、国が借金をしているかというところを見なければいけません。これによって組合の運営が変わっていくのだから、いまのようなああいふ負担方式では、あれは何と言いますか、ほんとうのどんぶり勘定じゃないですか。推測で毎月予算で、地方交付税で実はやっているのですけれども、政府も御存じのように本年か、昨年からですか、給付実績保障でやっておりますから、だいぶ額が上がった。でないとだんだん負担が多くなつてきますから、しかし、いまのところ実際の計算が出ていないということですが、実際にわれわれ計算したところによると、毎年毎年組合員が負担すべき整理資金、追加費用というものを立てかえて払っている、その利子ももらわなくちゃいかぬ。言っておきますが、積み立て方式の年金は利子もあるから、そういう金を出しておかぬと、最後に資金がなくなつたときに、一体だれが責任を持つか。それは十年や二十年で結論を出すとは言わな

い。ぼくらが死んでしまつて出てくるのですが、いまの国会審議しているときに、そのときになつて組合員が、その当時審議した国会議員何しておつたんだと、生きておれば弁明するけれども、死んだらどうするか。墓の中から言えないから、そのときの組合員の立場で私は言つておる。十年、二十年は問題にならぬ。一文も出さぬでも金は十分余りますよ。この問題、五十年、六十年、百年くらい後にいま言つていた問題がこの国会で論議されるかどうか知りません。そういうときのことだから、がっちりしておきなさい。これはいまの内閣の責任は言いませんけれども、いまの内閣なんか、何十代後にこれは問題になる。そう

いうことをやればいいの間に論議しておかぬと、そのときになつて、明治百年祭やられるらしいのだが、年金の百年祭のときに、こんなはずじゃなかったということがあるては困るから私は言っている。その意味においていま言っていることは、いまの答弁で、ないからといって輕率にしておつたら、その責任は皆さんにある、こういうことを十分考えておいてもらいたいと思います。追加費用の問題。

それからもう一つ、ぼくは地方行政でないから一べんに言つてしまわなければならぬが、これは小さい問題です。行政指導の問題ですね。臨時職員の算定をする給与、政令第二条ですかにあると思いますが、五千六百円までのものでなければその通算臨時職員とみなさないという、そういう施行法が出てくると思うのですが、それは非常に実情困る点があるのだと思う。その当時の、学校用務員とか、そういう実はいろいろな関係団体があつて雇われておつた人が、その期間も実は年金通算の期間だと思つておつたところが、それは給与が五千六百円以下であつたから、したがつておまえは臨時職員でなかつたのだ、こういうことになつておるらしいですね。そういうものはわれわれ改正してもらいたい。その点はどうか、これは具体的な問題ですが。

○政府委員(佐久間運君) 御指摘になりました点につきましては、従来運用上相当な配慮をいたしてまいつたわけでございますが、昨年度国共法の改正もございまして、なおあらためて検討する必要もあるかと思つております。

で、御承知のように、何ぶんにも臨時職員の雇用の実態が非常にまちまちでつかみにくい点がございまして、立案当時におきまして、その点一応の見当をつけていたしたので、なお実情をさらに調査をいたしまして、五千六百円を引き下げることがございますれば、そのように措置いたしたいと、かように考えます。

○山本伊三郎君 これで私質問を終わります。ど

うもあり興味のない数字の問題で相すまぬと思つたのですが、文部省と農林省に言つておきますがね。失礼ですが、私はあなたの方の説明ではもう全く納得できない。それで、もうこの次という機会は、ぼくの場合は当地方行政委員会であるかないかわかりませんが、この委員会委員長の出席だから、私の申しました農林年金、正確な名前をいうと農林漁業団体職員共済組合法をつくるときに出了たところの財源率計算の必要な統計書類があると思います。それがなければ保険料の掛け金率がきまらない、財源率がきまらないのですからあると思うから、それと、今度言われました一％は給付の内容の改善に使つたと言つておられますが、その一％の内容の改善に使つた五年平均を三年平均に書きかえたならば、一％の財源はこう要りましたという計算書と、両方合わせてひとつ当地方行政委員会を通じて出してもらいたいと思ふ。いいですか。

○説明員(横尾正之君) ただいまの御要求のございました資料、提出いたします。

○説明員(荒木修三君) お出しいたします。

○委員長(岸田幸雄君) いいですね、山本さん。本案に対する本日の審議は、この程度にいたします。

次回は五月十七日午前十時開会の予定でございます。本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会